# 東伊那景観形成基準

## 第1 土地利用に関する事項

屋外における資材、廃棄物等の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのあ る施設等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。

## 第2 建築物等の基準

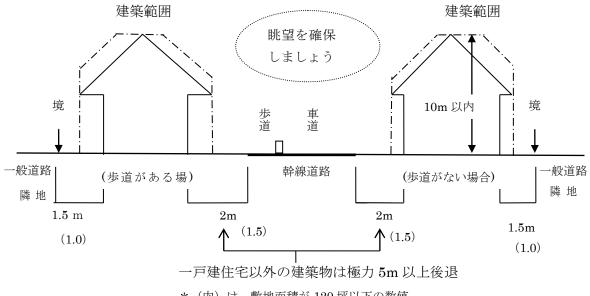
東伊那地域において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則と して次の基準に適合するように努めます。

- (1) 建てることができる建築物は、原則として次のとおりとします。
- ① 住宅、共同住宅、店舗、事務所、農業用施設、附属屋
- ② 公共施設、病院、診療所、公益上必要な施設
- ③ 工場・倉庫等については、建築基準法に定める準住居地域の用途制限に準じるも のとします。
- (2) 建ペい率(建築面積の敷地面積に対する割合) 50%以内
- (3) 容積率(延床面積の敷地面積に対する割合) 100%以内
- (4) 道路及び隣地からの後退距離と高さ

建築物は、できるだけ道路及び隣接地境界から後退し、ゆとりのある空間の確保 に努めます。

建物の高さは、中央アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺 の田園風景と調和するようにできるだけ低く抑えます。

建物の高さは、道路や隣接地からの後退距離に応じて下図の範囲内となるように 努めます。



\*(内)は、敷地面積が120坪以下の数値

- \* 後退距離は外壁とします。
- \* 建物の高さは、地盤面からの高さとします。ただし、地盤面と道路面の高低差が大きい場合は、別途協議します。
  - (5) 屋根は、勾配屋根とするように努めます。
  - (6) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。
  - (7) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。

## 第3 垣、柵、擁壁等の基準

- ・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、生け垣、又はフェンス等の透視が可能な ものとします。
- ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、1・2mまでを基本とします。
- ・道路に面した法面、擁壁は、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等 を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます

## 第4 緑化の基準

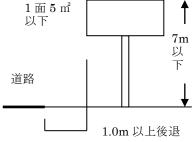
・農地以外の土地利用については、敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。

# 第5 広告物の基準

(1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの

#### 共涌基準

- ・けばけばしい色を地に使用しないようにします。
- ・点滅の電飾は使用しないようにします。
- ・敷地内の表示面積の合計は、16㎡以下とします。
- ・道路から1m以上後退するものとします。
- ① 地上に設置するもの
- ・敷地内1箇所を原則とします。ただし、農産物等の物品販売施設において、季節的に幟旗を設置する場合は、5本以内とします。
- ・高さは、道路面から7m以下とします。
- ・表示面積1面5㎡以下とします。
- ・交差点の端から概ね5m以上離れるものとします。
- ・支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とします。
- ② 建築物へ表示するもの
- ・建築物の屋根、屋上には表示しないようにします。
- ・壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の5分の1以下とします。
- ・袖看板は、下端の高さを道路から  $2 \cdot 5$  m以上、上端の高さを壁面の高さ以内、 壁面からの出幅を  $1 \cdot 5$  m 以内とします。
- (2) (1) 以外の野立広告物
  - ① 原則として、事業所や施設等への案内を目的としたもの以外は、設置できないものとします。ただし、公共団体・公共的団体が設置するものは除きます。



- ② 規模、形態等の基準は次のとおりとします。
- ・高さは、原則として路面から1・5m以上、3・5m以下。
- ・事業所や施設等への案内を目的としたものは、1事業所(施設) 2基以内と し季節的に施設案内を目的とした幟旗は、3本以内とします。
- ・点滅の電飾は使用しないようにします。
- ・色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木 の地肌を基本とします。
- ・支柱の色はグレー系、焦茶系とします。
- ・道路の境界から概ね2m以上後退することとします。
- ・交差点付近は、交差点の端から概ね10m以上離すこととします。
- ・敷地外の表示面積の合計は、1基5㎡以下とします。

## 第6 自動販売機の設置基準

自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。

- ① 青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れが無いものであること。
- ② 交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するものであること。
- ③ 空き缶等の管理が適正に行われること。

## 第7 屋外照明の基準

周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮します。また、地域内の夜の景観を損なわないよう努めます。

## 第8 適用関係

協定締結時に既にある建築物、工作物で、基準に適合していないものについては、 改築時等に極力基準に近づけるよう努めるものとします。(同規模の改築は可能としま す。)

# 第9 その他

土地の性質及び形成により、景観形成基準に該当しない事例が生じた場合は、当 協議会とその都度協議することとします。